

太田市保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市条例第12号

太田市保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例
太田市保育士修学資金貸付条例（平成29年太田市条例第16号）
の一部を次のように改正する。

第2条第3号に次のように加える。

オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であつて、教育課程に係る教育時間終了後等に教育活動を常時行う施設

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。